

令和5年第10回会津若松市  
農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和5年9月21日(木) 9時
- 2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室
- 3 委員 農業委員 19名  
農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 19名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也	17番委員	手代木 久司	18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

- 5 欠席した農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任技査	余田 郷太	主任主事	渡部 恭平		

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和5年第10回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてであります。 署名委員については、例により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員18番) 佐々木隆夫 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員5番・荒井 重隆(あらい しげたか) 委員、農業委員6番・大島 光信(おおしま みつのぶ) 委員、以上 二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>次に、本日の議事について申し上げます。 議事については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>始めに、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 旧市・一箕・東山地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第37号の1番について、農業委員18番 佐々木 隆夫より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、親族間における農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、9月16日午後0時10分より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員4番) 春日部一視 委員</p>	<p>高野地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第37号の2番について、農業委員4番 春日部一視より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、9月18日午後4時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員9番) 多田善信 委員</p>	<p>川南地区担当委員より3番について説明願います。</p> <p>議案第37号の3番について、農業委員9番 多田善信より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、9月18日午後1時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員14番) 武田久美子 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より4番について説明願います。</p> <p>議案第37号の4番について、農業委員14番 武田久美子より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとする</p>

	<p>ものです。  調査月日は、9月20日午後4時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。  本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請の4件については、それぞれ許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。  よって、議案第37号 の4件は許可するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。  八田地区担当委員より1番について説明願います。</p>
(推進委員1番) 梶内徳仁 委員	<p>推進委員1番 梶内徳仁より、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について の1番について報告いたします。  申請の詳細は議案書記載のとおりであります。  この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、隣接宅地に「申請者が所有する建屋へのテラス整備」、並びに「西側道路との高低差を踏まえた法面等を整備」するため、所有権の移転をするものです。  農地区分については、第2種農地の「その他」に該当するため、転用許可可能なものであります。  なお、これは合同調査でありまして、9月19日午前9時15分から、農地部会より折笠部会長、渡部副部会長、古川部会委員の3名その他、地区委員2名、事務局1名の計6名で実施したものであります。  本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、農地部会長の調査報告をお願いします。</p>
(農地部会長) 折笠康裕 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり9月19日に現地調査を行ったところ、農地部会でも何ら異議ないものと認めてまいりましたことを報告します。</p>
会 長	<p>地区担当委員及び農地部会長の調査報告が終わりました。  本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。  よって、議案第38号 は、許可するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第39号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。</p> <p>はじめに、所有権移転について、地区担当委員の調査報告を求めます。  高野地区担当委員より1番について説明願います。</p>
(農業委員4番) 春日部一視 委員	<p>農業委員4番 春日部一視より所有権移転の1番について、ご報告いたします。  詳細については議案書記載のとおりであります。  この案件につきましては、農家間において所有権の移転をしようとするものです。</p>

<p>会 長</p> <p>(推進委員 19 番) 奈良橋渉 委員</p>	<p>農地価格等の申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、9 月 18 日午後 4 時 30 分より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>次に、利用権設定について、各地区担当委員の調査報告を求めます。荒井地区担当委員より 1 番について説明願います。</p> <p>推進委員 19 番 奈良橋渉より利用権設定の 1 番について、報告いたします。詳細については議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、9 月 15 日午後 1 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 13 番) 菅井洋一 委員</p>	<p>八田地区担当委員より 2 番について説明願います。</p> <p>推進委員 13 番 菅井洋一より、利用権設の 2 番について、報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。この案件については経営移譲年金受給継続のための利用権設定です。申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、9 月 19 日午前 9 時 40 分から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 1 番) 長谷川泰道 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より 3 番について説明願います。</p> <p>農業委員 1 番 長谷川泰道より、利用権設の 3 番について、報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。この案件については認定農業者に対する利用権設定です。申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、9 月 12 日午後 4 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 39 号 農用地利用集積計画の作成については、原案のとおり承認と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(遊休農地対策部 会長) 室野井建一 委員</p>	<p>満場ご異議無いものと認めます。 よって、議案第 39 号 は原案のとおり承認するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第 40 号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、遊休農地対策部会長及び利用集積推進部会長より説明を求めます。</p> <p>はじめに、遊休農地対策部会長より説明をお願いします。</p> <p>このことにつきましては、本年第 6 回総会後の報告会において、6 月に部会で内容の検討を行った後、第 6 回総会後の報告会において素案として決定し、第 25 期の農業委員会に引き継ぐ旨、承認をいただいたところです。 9 月 11 日に開催した遊休農地対策部会と利用集積推進部会において、6 月に承認を受けた素案をもとに、検討の基本とした福島県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び会津若松市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を踏まえ、検討を行いました。</p> <p>それでは、遊休農地対策部会より、「1. 遊休農地の解消目標」についてご説明いたします。 令和 5 年 3 月の実績は農地面積 6,730ha に遊休農地面積を加えた 6,760.1ha に対し遊休農地面積 30.1ha、遊休農地の割合は 0.45% でした。 3 年後となる令和 8 年 3 月の目標は、農地面積 6,650ha に遊休農地面積を加えた 6,678.3ha に対し遊休農地面積は 28.3ha、遊休農地の割合は 0.42% とし、10 年後</p>

<p>会 長 (利用集積推進部 会長) 渡邊直也 委員</p>	<p>となる令和15年3月には農地面積6,430haに遊休農地面積を加えた6,457.4haに対し遊休農地面積は27.4ha、遊休農地の割合は0.42%としたところです。 遊休農地につきましては農家の努力により解消される面積がある一方で新たに発生する遊休農地の面積も予想されることから、遊休農地の割合が毎年0.4%前半で推移するような目標としたところです。 遊休農地対策部会からの説明は以上です。</p> <p>次に、利用集積推進部会長より説明をお願いします。</p> <p>引き続き、利用集積推進部会より、「2. 担い手への農地利用集積目標」についてご説明いたします。 令和5年4月の実績は農地面積6,730haに対し集積面積4,280.1ha、集積率は63.6%でした。 3年後となる令和8年3月の目標は、農地面積6,650haに対し集積面積4,782.3ha、集積率は71.9%とし、10年後となる令和15年3月には農地面積6,430haに対し集積面積5,582.3ha、集積率は86.8%としたところです。 集積面積の上昇要素としては、市内各地で工事实施中の圃場整備地区や複数の準備中の地区があることから、これらによる集積の進展を加味しております。 国から示される農地面積のここ数年間減少率は前年の約95%であり、毎年の農地面積を前年の約95%程度で予測しました。</p> <p>次に「3. 新規参入の促進目標」についてです。 青年等就農計画制度が導入された平成26年度から令和4年度までの新規就農の内訳は、個人で52人、参入時の農地面積は97.4haでした。また、同じ期間で就農した法人は8法人で農地面積は48.6haでした。 これを9年間で平均したところ、個人では年間5.8人、0.7haとなり、法人では年間0.9法人、2.5haとなりました。 これに基づき、毎年個人で6名、法人で1社、合計で毎年7者の新規参入の目標を掲げたところです。 経営面積につきましては、近年の新規参入者の大部分が施設園芸からスタートしていることから、参入時の一人当たりの面積は0.3haとし、法人については1法人当たり2.5haとの目標としたものです。 その結果、個人では毎年6名、1.8haの増加、法人では毎年1社、2.5haの増加を見込んだところです。</p> <p>以上が遊休農地対策部会、利用集積推進部会で検討し決定した内容となります。 この内容でご了承いただきましたら、第25期の農業委員会の活動目標として決定し、公表していきたいと考えております。説明は以上となります。</p>
<p>会 長</p>	<p>遊休農地対策部会長及び利用集積推進部会長の説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第40号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、原案のとおり変更することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第40号は原案のとおり変更するものと決せられました。</p> <p>次に報告に移ります。 報告第17号 農地法第3条の3の規定による届出については、事務局より報告願います。</p>
<p>農業委員会事務局</p>	<p>報告第17号、農地法第3条の3の規定による届出の1番から8番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p>
<p>会 長</p>	<p>報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p>

(午前9時40分 閉会を宣言する。)

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和5年9月21日

会津若松市農業委員会 会長 渡部 政美

農業委員5番 荒井 重隆

農業委員6番 大島 光信